ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
富山労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　686,555,383円
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑵　旭労災病院
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　病院
場　所　愛知県尾張旭市
イ　使用しなくなる日　平成27年度（予定）
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
旭労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　586,352,887円
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑶　山陰労災病院
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　病院
場　所　鳥取県米子市
イ　使用しなくなる日　未確定
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
山陰労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　未確定
増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しておりません。
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑷　大阪労災病院
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　病院
場　所　大阪府堺市
イ　使用しなくなる日　未確定
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
大阪労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　未確定
増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しておりません。
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑸　大阪労災看護専門学校
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　看護学校
場　所　大阪府堺市
イ　使用しなくなる日　平成28年度（予定）
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
大阪労災看護専門学校は増改築工事を行う予定となっており、すべての既存建物等は使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　190,360,546円
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

⑹　労災リハビリテーション長野作業所
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場　所　長野県諏訪郡
イ　使用しなくなる日　平成28年３月31日
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　137,060,441円
土　地　当事業年度の期末帳簿価額　306,168,713円
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

20.〔不要財産に係る国庫納付等の関係〕
1　第２期中期目標期間の最後の事業年度における運営費交付金債務の精算収益化額
⑴　不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
種類及び帳簿価額　現金及び預金　帳簿価額等　161,164,057円
⑵　不要財産となった理由
当機構の第２期中期目標期間の最後の事業年度（平成25年度）における運営費交付金債務について、独立行政法人会計基準に基づき、精算収益化を行っているところであるが、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令に基づき、運営費交付金を充当して業務を行う勘定については、それ以外の勘定と明確に区分して経理を行う必要があり、当該精算収益化額に相当する額等については、当機構において活用できないため、将来にわたり業務を実施するうえで必要がない財産と認められるもの。
⑶　国庫納付等の方法
現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
⑷　国庫納付等が行われた年月日　平成27年３月９日
⑸　減資額　０円